

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和5年

第2回東栄町議会臨時会

会 議 録

令和5年3月24日(金)

令和5年第2回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 令和5年3月24日(金) 開会 午前10時00分  
閉会 午前11時08分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 村上孝治	副町長 伊藤克明
教育長 佐々木尚也	
総務課長 伊藤太	税務課長 藤田智也
住民課長 伊藤仁寿	福祉課長 亀山和正
経済課長 佐々木豊	建設課長 原田経美
教育課長 青山章	診療所事務長 前地忠和

公務により欠席 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

## 令和5年第2回東栄町議会臨時会議事日程

出席議員の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第32号 令和4年度東栄町一般会計補正予算（第13号）について

日程第4 議案第33号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について

日程第5 議案第34号 令和4年度東栄診療所特別会計補正予算（第9号）について

### ----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から令和5年第2回東栄町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、御手元に御配付した日程のとおりでございます。

### ----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により3番伊藤真千子君、7番加藤彰男君の2名を指名します。

### ----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日よりとしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「議長、異議あり」の声あり）

議長（原田安生君）

異議あり、はいどうぞ。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。私は今議会の会期の延長を求めたいと思います。この臨時会の招集が告示されたのは3月22日おとといです。開会の僅か2日前であります。地方自治法は、会議の招集について緊急の場合を除いて、議会の開会前3日までに招集を告示しなければならないと定めております。今議会の主な議案である国民健康保健調整交付金の補正予算が出る必要があるということについては、町は3月13日の委員会の中で、私の質疑に対して既に予算化するということを用意する答弁を行っておりまして、臨時会の召集にこれほど緊急だという認識は私は持っておりません。開会前2日ということでありまして、議案の配付も同日2日前でありました。議員は、質疑や討論を準備する十分な時間がとれません。そのため会期の延長を求めます。

議長（原田安生君）

他何かありますか。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7 番（加藤彰男君）

今の会期について延長という意見がありましたけども、この件がですね、例えば通常の定例会のように委員会付託とする必要があるかどうかという点を考えるならば、本日の本会議においてこれを審議すると、これにおいて十分な審議を尽くしていくことが、本来ではないかというふうに思います。以上です。

議長（原田安生君）

他ありますか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4 番（山本典式君）

結論的に聞きたいんですけども、成立するのかもしれないのか。教えてください。

議長（原田安生君）

何かよくわかりません。

4 番（山本典式君）

1番の議員が言ったのは3日必要だと。けども2日だと。成立するかどうかというそれをきちんと教えてください。法的に成立するならいいんですけども、成立しなければ開けないでしょ。そこを結論的に教えてください。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今前提の部分で質問がありました。法における地方自治法においてですね101条のところで召集のところが明記されています。その第7項のところにおいては、今ありましたように召集は開会日の目前のところですね。それから都道府県においては7日、町村にあつては3日までというふうに告示しなければならないというふうに記載されております。ただし、例外事項として緊急を要する場合は、この限りではないというふうなことから、今回について3日という告示の規定がある中で緊急であるというふうな認識で今回が召集されているとするならば、この緊急性を議会が認めるならば、これは議会として成立すると。要するに開会召集は成立するというふうに返されるのが本来だと思います。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

はい、今日の召集、私も問題ないと思います。できるだけ県からの交付決定が入ったら、できるだけ早くやったほうがいいと、そんなふうに思っていました。そしてもう年度末で人事異動の時期になって、職員の異動も絡んでくるとそんなふうにも思いますので、3日間でなくても中1日あったわけですから、問題なくできると思います。以上です。

議長（原田安生君）

他ありますか。

（「議長、4番」の声あり）

4番。

4番（山本典式君）

今5番議員が話にありましたけども、執行部から1回これについて説明してください。

議長（原田安生君）

何を言っているのか、よく聞き取れません。

4番（山本典式君）

いま議会の方からいろいろ質問が出て7番議員がいろいろ細かく説明してくれたんですけども逆に執行部の方は、この件についてどういう説明をされるか1回お聞きしたいと思います。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

何を言ってるかわかんけど、これは議論ができる、するしないは、議会がよければそれでいいんですよ。議会が、これでオーケーだったら、何の問題もないはずですし、何も事務局が説明する必要も何もないんじゃないですか。これ議会の問題であって議会の反対の人もおりますので、みんないわゆる多数が過半数以上が多数の人が、この案件を議論するということを認めれば、それで成立するのは当たり前だと思いますので何かそのおかしなことを、もう腑に落ちない言っている意味がわかりませんので、このまま議事を進めてください。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

しかしそうは言っても、提出したのは執行部です。何か意図があってやったんでしょ。議案を出したっていうことは、執行部が出したんだから、それを説明してくれればいいんです。判断するのは、議員として私も判断します。ですから議案を出した執行部がなんの説明もないっていうのはおかしいんじゃないですか。

議長（原田安生君）

いま議案をこれから上程しますよというところで、それから説明に入るわけですが、議案の説明に。その前に会期について言わば反対の意見が出たんで、皆さんの考えをお聞きをしたところでもあります。執行部は議案を上程今日して、そして議会の方でしっかり議論をして決めていくと、そういう運びになりますので、今会議についてですね、お1人会期を本日会議では、いかんというような意見を述べた方がみえますので、ここでお諮りいたします。本日の議会本会議は、本日限りとしたいと思う方は挙手をお願いします。挙手多数でありますので、このまま続けさせていただきます。それでは本日限りといたします。

----- 議案第32号、第33号、第34号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第3、議案第32号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第13号について」、日程第4、議案第33号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第6号について」、日程第5、議案第34号「令和4年度東栄町診療所特別会計補正予

算第9号について」これら3案件については関連がございますので、一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3、議案第32号から議案第34号の3案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、副町長」の声あり)

はい、副町長。

副町長(伊藤克明君)

それでは、補正予算の説明をさせていただきます。今回の補正予算は、一般会計、国民健康保険特別会計及び東栄診療所特別会計の3会計についてお願いするものでありますが、その主なものにつきましては、診療所保健福祉センター整備に係る国民健康保険特別調整交付金1億8,264万5,000円の交付が決定したことに伴うものであります。なお、このうち診療所の医療機器購入にかかる649万9,000円については、既に予算措置してありますので、残りの1億7,614万6千円を追加するものです。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。議案第32号、令和4年度東栄町一般会計補正予算第13号について。続いて2ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,467万2,000円を減額し予算総額を41億8,843万円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。6ページ4款1項1目保健衛生総務費、27節繰出金は、東栄診療所特別会計及び国民健康保険特別会計の補正による減額です。7款2項3目道路新設改良費は、企業版ふるさと寄附金を町道路線整備予備設計業務委託料に充当したことによる財源更正です。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。17款1項1目一般寄附金については、企業版ふるさと寄附金として申し出があった100万円について受け入れるものです。18款1項2目財政調整基金繰入金は、今回の補正による財源調整のために減額するものです。4目病院施設整備費積立て基金繰入金は、同基金の残額を全て診療所整備の財源とするために増額するものです。以上で一般会計の説明を終了させていただきます。

続いて、予算書の5ページをお願いいたします。議案第33号、令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第6号について。続いて6ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,053万7,000円を増額し、予算総額を8億222万5,000円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。14ページをお開きください。5款3項1目施設整備費は、保健福祉センター整備に係る国民健康保険特別調整交付金1億6,560万9,000円の交付が決定したことに伴う財源更正です。8款3項2目他会計繰出金は、東栄診療所整備に係る国民健康保険特別調整交付金1,053万7,000円を東栄診療所特別会計に繰り出すものです。次に歳入の説明をさせていただきます。12ページをお開きください。3款1項1目保険給付費等交付金、2節特別調整交付金分、市町村向けは、診療所及び保健福祉センター整備にかかる1億7,614万6,000円を増額するものです。5款1項1目一般会計繰入金、7節施設整備費等繰入金は、保健福祉センター

整備に係る1億6,560万9,000円を減額するものです。以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

続いて、予算書の9ページをお願いします。議案第34号、令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第9号について。続いて10ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ147万4,000円を増額し、予算総額を8億4,792万円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。22ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、26節消費税は、中間申告分として134万4,000円を追加するものです。次に、歳入の説明をさせていただきます。20ページをお開きください。4款1項1目一般会計繰入金は、診療所整備分から消費税分を差し引いた906万3,000円を減額するものです。2目他会計繰入金は、国民健康保険特別調整交付金のうち診療所整備分1,053万7,000円を増額するものです。以上で東栄診療所特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

各議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに議案第32号、歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。補正予算説明書の4ページ14款1項1目の企業版ふるさと寄附金100万円について伺います。企業版ふるさと寄附金は2016年の4月に創設されました。国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対して、企業が寄附を行った場合に寄附額の最大9割が税の軽減を受けることができるという仕組みになっております。昨日、町総務課に聞き取りをしましたところ、町がこの制度によって、企業から寄附金を受けるのは今回が初めてのことだということでした。そこで伺います。今回寄附を行った企業は、町の入札参加者か否か。また過去に町の事業を請け負ったことがある業者か伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、今御質問いただいた件ですけれども、寄附をいただきました法人につきましては、法人名の公表等は希望しないということですので、御質問にお答えすることで、法人名がわかってしまう可能性がございますので、回答は差し控えたいと思います。

（「議長、1番」の声あり）



議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

町の入札に参加している業者というのはたくさんあると考えますし、過去に町の事業を請け負ったことがある業者、それこそ膨大にあるわけです。それにさえ答えられないというのは異常事態だと認識いたします。今回のこの寄附金によってですね、制度の上では企業と自治体の癒着を防ぐためにですね、総務省は行政が寄附と引換えに経済的な見返りを行うことを禁じております。町は今後ですね、この寄附金の受入れをするに当たって、また今回についても同じですけれども、町が行う入札や随意契約、補助金の交付、許認可などの点で寄附を行った企業との癒着を防ぐためにですね、ガイドラインの作成など、どのような取組をしているか伺いたいと思います。特定の企業から多額の寄附を町が受けて行政を運営するということになると、やはり行政が公平に公正に行われているのかという疑念を町民から持たれることとなりますので、町として公平性公正性を内外に示す必要があると考え、お尋ねするものです。以上です。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今回の企業版ふるさと納税に関しては、実施要綱等取扱いを定めております。

議長（原田安生君）

はい、他ありますか。

（「議長、1番」の声あり）

1番。

1番（浅尾もと子君）

3回目です。町の総務課への聞き取りでですね、先ほどの答弁でもありましたが、この制度は、寄附をした企業が企業名を公表するかしないかを選択できるということでありませう。企業名が非公表とされる場合には、町がどんな企業から寄附を受けて、行政を行っているか町民は知ることができないということになります。ここでお尋ねしたいのは、仮にですね、旧統一教会ですとか、その関連団体、関連事業者のような社会的に問題のある団体から町が寄附を受けたとしても町民にはわからないこととなります。静岡県浜松市では、世界平和統一家庭連合から過去に3回にわたって48万円の寄附を受け取り、昨年8月に今後は受け取らないとする方針を明らかにしております。東栄町でも、やはり浜松市のように方針を明確に示すべきだと考えますが認識を伺います。また関連質問として、旧統

一教会や関連団体から町が寄附を受けたことがあるか、おわかりでしたら教えてください。  
（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず1点目の御質問ですけれども、要綱には寄附金の受領が公助良俗に反すると認められるときは受け取りを拒否することが申し出を拒否することができるかと定めておりますので、こちらの方運用していきたいと思えます。2番目の質問につきましてはありません。以上です。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「議長、6番」の声あり）

6番。

6番（森田昭夫君）

関連でいいですか。

議長（原田安生君）

はい。

6番（森田昭夫君）

この予算の関連で質問したいんですが、すいませんちょっと関連で申し訳ないんですが、大変大きな数字ですし、これはこの本会議の中で、しっかり記録をしておいてほしいなと思いましたので、関連の質問をさせていただきます。今回の国や県から、いわゆる上級機関から、交付金が入ってこないということを何度かチラシだとか、いろんなチラシだとか、うわさでは聞いてきました。ところが今回この予算書を見ると上級機関から交付金が入ってきて、その財源更正をするというものだと思います。そこでお尋ねしたいのですが、そのことで交付金が入ってこないということで、訴訟が起きておるという話も聞きました。訴訟の内容は私も定かではありませんが、噂によるとその交付金が入ってこないから、町がそれを弁済しろと。町だか町長だか、よく知りませんが、町長個人なのか町長の方か、それはわかりませんが、なにをして交付金が入ってこないから弁済しろというような内容だったというふうなうわさを聞いております。まだその訴訟は係争中なのかどうかということをお伺いしたい。それからもう1点は、これで交付金がいろいろ入るといことが入るとか決定したと入ったわけじゃないんですが、入るといことが決定したわけですので、そのことで今まで何度かこの議場の席でも補助金が入ってこないからということ

を理由に町政をかなり批判をして来た方々がお見えです。またチラシやなんかもかなり出回っておりますし、SMSなどでもいろいろ町民にそういったことで補助金が入ってこない、ひどいもんだと町政はということも公告している方々もみえます。そういった方々が今回これ交付金が入ることによって全く立場というか状況が変わってくるわけですよ。今まで町側は今上級機関と交渉中であると、今検討しているとお願ひしてということ、まだ途中だったはず。その途中だったにもかかわらず訴訟を起こして、しかも町政はひどいもんだということで、かなり非難をされてきた。そういった方々から、謝罪の言葉があったかなかったか、この2点をお伺ひしたいと思います

(「議長、町長」の声あり)

議長 (原田安生君)

町長。

町長 (村上孝治君)

私の方からお答えをさせていただきます。まず住民訴訟につきましては、まだ係争中です。御承知のように、その状況につきましては、もう既にこれは出とる話なので、よくする会のチラシにも載ったとおりであります。新築工事にかかります予定であります当初ちょっと読まさせていただきますが、国保調整交付金1億4,227万円の申請を予定していた。しかし町は2021年9月議会で突然かねてから予定した国の調整交付金の申請を断念する。これは断念するという状況で、この議会の中にも浅尾議員、山本議員は、一般質問をされておりますし、我々にとって申請を断念ということでも質問されました。そういう状況であります。断念はしておりません。ずっと継続中でありまして、そういう状況でありましたので、その後その調整交付金が仮にですよ、前も話したとおり国のそもそもある基準とは、なかなか直接すぐ判断ができないという状況で、そういう状況の中で約10億ものという、新築請負工事を行ったわけですが、町民の原告4人は実は2021年11月8日にですね、この税金を大切に使うべきだという立場から将来町が返済しなきゃならない借金1億4,227万円の少なくとも3割に当たる4,268万円、これは町長の落ち度ということで、損害をしたということで町長に返還を求める住民訴訟を起こしました。そういう状況でございましたが、これ皆さんも見てると思いますけども、これ出された配られたものでありますので、私どもは係争中でありましたので、まだその状況はお伝えをしておりません住民にも。しかしながら、よくする会の原告団は2月17日、今後いわゆる国保調整交付金が全額ですね、東栄町に交付された場合には、以前もちょっと出たから18の項目を挙げて上申書を出してですね、訴えを取り下げる提案をする上申書を提出したと。ここまでがいきさつです。ですから、まだ係争中ではありますが、私どもずっと以前も話したように国も県にもお願ひをしてずっときました。この状況の中で今回、額も当初より少し増えましたが、いま上程させていただいた交付金が交付決定として国から以前本会議の最中に1番議員がどういう状況か知りませんが、その額を私どもより先に議会の中で質問の中で反対討論ですか。その中では、お話をされたんで私もびっくりしましたが、その状況はわからなかつ

たという状況ですので、あえて私どもは交付決定が来るまでは出さないという状況でありました。したがって、まだ係争中でありますので、予算は年度内という状況でありますので、これ今回臨時議会を開かさせていただいて、お願いするべきものというふうに判断をさせて専決という状況もありますが、もう議会これで任期は4月までありますが、先ほどお話ししたように私どももこの状況で年度内ですね、一応予算も上程をさせていただいてそうすれば、財源更正の部分も含めてははっきりとさせたいという状況でお願いをしたという状況でありますので、御理解のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

(6番「それと謝罪はあったのか、なかったのか」)

全くもって、謝罪という状況ではありません。まだ係争中ですし、その上で取り下げるという状況もまだ私どもははっきり聞いておりません。

(「議長、6番」の声あり)

議長(原田安生君)

6番。

6番(森田昭夫君)

はい、よくわかりました。まだ係争中であって、謝罪も全くないと。今の話から聞くと、もう既に1週間以上も交付決定がされそうだとお金が入ってきそうだとということがわかってから、もう1週間以上も時間がたっている。まさに来月には統一地方選で、この町の体制がまた新しく変わるという本当に大事な時期に大事な時期でもありながら、いまだに係争中で、その謝罪もないということ。ここは日本の国ですので、共産国とは違いますので、発言は自由です。何を言ったってそれはもちろん構いません。共産国のように弾圧だとか収監だとか、ひどい場合は死刑だなんて、そういうひどいことはありません。日本の国は何を言ったって自由なんです、いくら自由の国と言ったって、やっぱりそこには人を傷つけてはいけない。傷をつけるようなやり方はいけないというのが、常識であるルールであると思います。今回、町長おっしゃったそのどっかのチラシですか、私も実は申し訳ありませんが、そのチラシはよく読んでおりませんし、うわさでしか聞いていないので正確なことは申し上げられなくて申し訳ないんですが、何か話によると、何かをやれば上告を取上げてあげるとか書いてあることを書いてあったと。どういう立場の方がどういうことで書いたのか知りませんが、そういうとにかく根拠のない、またここでの発言も、いま上級機関にお願いをしている最中であって決まっていけないと。まだこれからの話だと言っているときに、もう交付金が下りてこないかのような、決まったかのような、訴訟を起こしたり発言をしたりする。そうやって、この町政に傷をつけてきた訴訟という町政始まって以来じゃないかなと思うんですがとんでもない。マスコミを本当に賑わせる、おもしろおかしく、近隣の町村には本当におもしろおかしく、眺められるような、そういう訴訟というとんでもないことまで起きちゃってる。それに対して、そうやって傷をつけた。人に傷をつけたら、それは傷をつけた人は必ず修繕しなきゃいけない、直さなきゃいけないということでもあります。特に、ものが見えて目に見えた傷じゃなくて、目に見えない傷ですので、

いつどこでどれだけ修正されたのか、どれだけ直ったのかもわからない。今までとんでもないことがおきてきたわけです。手短にという話をしますが、このことは町費にとって大きな傷ですので、このことをしっかりと議事録に残しておきたくて、いま発言しとるわけですが、とにかくとんでもないことが起きているわけですので、これで我々も任期もあと数時間しかないわけです。したがって、町の町側も議会側も早急にその傷をつけた人たちに謝罪を求めるべきだということを思います。そういったことをお願いしておきたい。それから、いくら謝罪をしたってどんな言葉で謝罪したって子供の喧嘩かじゃありませんので、ただごめんねごめんねでは済まされない問題だと思います。我々の任期が終わっても、まだ傷がすぐには癒えないと思います。次の議会にもぜひとも継続して、この傷が癒えるような、癒えるように修正をしていただくその方のためということをお願いして、特に質問じゃないですが、ちょっと長くなりました。そういうことをぜひとも修正していただくようお願いしたいと思います。

議長（原田安生君）

要望ということでよろしいですか。

6 番（森田昭夫君）

はい。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

その他じゃないですけど、私の名前もちょっと挙がったものですから、お話ししておきますけど、私は1億4,200万円貰えなくなったと。下りなんだという報告があったんですよ。その中のまた経過報告もあったんですよ。当然、議員として一般質問するのは当然じゃないですか。責めたりするっていう意味じゃなくてどうしてもらえなくなったのか。きちんとそれを説明すべきで質問したわけです。ですから、いじめるとかそういうことじゃないんです。普通の会社でも1億4,200万円入る予定が入らなければ役員はやっぱりそれなりの責任を負うぐらいの金だと思うんですよ。あの時は経過報告の中で、担当者が、いわゆる子育て支援センターがあるから、これは交付対象外だという結論が出たと。結論が出たということ、経過報告の中で言ったでしょ。それから始まってんですよ。私はやみくもに事をでっち上げて皆さん方町の幹部の人に責めて、いじめてるわけじゃないんですよ。それをきちんと整理して町民に話すのが、議会の役目でもあるということで私は、何ら自分のやってきたことが皆さんをいじめるためにやってきたんじゃないんですよ。それだけはわかっていたいただきたいと思います。あとこの経過については、いま6番議員がいろいろ言うておりますけども、そういったことについては、また私なりの答え方をしたい

と思います。以上です。

議長（原田安生君）

それも今の意見ということによろしいですか。

4 番（山本典式君）

はい、結構です。

（「議長、6 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

すみません。今の話の中でちょっと私の聞き間違いかもしれませんが、補助金がいわゆる交付金が今のところは財源的には目途が立たないと。だから取りあえず起債でやりますと。けども、まだ協議中だ申請中だという説明があったはずです。ですから、私のもし聞き間違いでなければ、今の話とはちょっと違います。今の4番議員の話は違います。その時には、今のところは取りあえず財源的には起債でやる、くどいようですが言いますが起債でやるけども、今まだこれから上級機関と十分協議をしてお願いをしていく。だから、まだわかりませんという状況だったと思います。その状況の中で、かなりの批判の言葉だとか、非難をする言葉だとか、訴訟が起きたということではないかと思しますので、その辺はお間違えないようにして、もし私が聞いていることが聞き間違いだったら申し訳ありませんが謝ります。要望というか話の修正だけお願いします。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

私も6番議員と同様で、てっぱで言ってるものですから間違いはあるかもしれんけど、ほとんど私の記憶の中では、厚生労働省は交付金対象外ですよと経過説明で確か書いてあったと思うんですよ。私はそれをもって国が対象外っていう、だから交付金は出ませんよというコピー用の資料をもらった記憶があるんですけども、いずれにしてもそれと同時に、いわゆる今回こういう発言するとちょっとマイナスになると思うんですけども、あえて言うと実施設計の中で実施設計は変わらんわけですよ。その中の子育て支援センターをターゲットにして、これは交付対象外ですよって国と県が言ったという経緯があると思うんですよ。その実施設計は直るわけじゃないものですから、どこをどういうふうにもって交付金がおりるようになったか、それを説明できれば説明してください

議長（原田安生君）

いまのは質疑かね、誰か答えられる。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

私も一般質問して、当然のことを一般質問して、それはやるべきでないというような言い方されては何もできないんですよ。私も皆さんをいじめるわけでもないんですよ。町長が、私が悪かって一般質問したときに私の責任ですと言っても、何も責任とってないんじゃないですか、はっきり言って。それともう一つは、順当でいけば厚労省と県は交付金は出せませんよって。その代わり交付金があるなら別棟を建てて、それをやると、そこまで言ったんですよ、町長は。だけでもそれがそういうふうにやらなくて、どういう形か知らんけども、交付金が下りたということは私たちは想定外なんですよ。そんな形で交付金が下りるなんてこと考えてないんですよ。実施設計の中の子育て支援センターをこういうふうに変えてこういうふうにやったら、だからこういうふうに下りたんだっていう説明がないんじゃないですか。

議長（原田安生君）

交付金は下りてきてますので、それで何を説明すればいいか、ちょっとわかってないと思うんで、交付金が下りてきとるということで、今日の補正予算の審議をしてますので、それ以上関係ないような質問であれば、これからは止めます。

（「議長、4番」の声あり）

4番。

4番（山本典式君）

ですから、私はこれは賛成したいと思ったんですよ。だけでも一般質問をしたそう言った議員とか関係者には謝罪せよって言うもんですから、私は1から10まで、そんな謝罪をせにゃならんような質問はしてないんですよ。そうでしょう。下りればいいっていう話じゃないんですよ。

（議長「誰が謝罪せよって」）

いや6番議員さんが言ったじゃないですか。いずれにしても、私はこういう形で下りて来たかというところまで質問しませんけども。余りそういうことを言うなら、逆に私もどうして駄目なものがよくなって公金が下りたかをそこを説明してくださいよ。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何度も今までもお話をしてきたと思います。もともとある調整交付金の要綱は前も説明しましたよね。単独のものにあるものの容赦ないわけです。ですから我々は、そういう状況の中で先ほど6番議員さんが言われたように、財源の状況は交付金が、もしかのためにですよ、財源を起債という枠をお願いしてきた経緯がございます。これをずっと説明してきたじゃないですか。私どもは県・国を通して、複合型施設が特殊であるものってこれ何回も説明しませんでしたか、一般質問答えました。全国にはそういうところがないんです数が。ですから複合型施設の中にやる状況の中で今まで、

（6番「全国にあったてなくたって関係ないでしょう。」）

ちょっと意味が、そこでそうやって言われると、もう回答しようがないですが、今回そういう状況の中で私どもも含めて国にも説明に上がらせていただきましたし、一緒になって、議員の皆様にも行っていただきましたし、そういう状況の中で今回交付金が当初より少し増えましたが、お認めをいただいたという状況です。これが責任のとり方じゃないですか。他に何かあったら教えてください。以上です。

（「議長、進行」の声あり）

議長（原田安生君）

ちょっと完璧に外れちゃったんで。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

冒頭の会期招集の件も含めてですね訴訟の話も含めて、多岐に議論としては広がってるかと思うんですけども、基本的に今回の基本計画の中で、交付金を大きな財源として計画を立てたと、その中で交付金の手続についてですね、十分100%見込めない状況があったので、地方債で手当てをするというふうにしてきた。結果、交付決定を受けたということで、改めてその財源については、更正を考えていくということで、今回一般会計と2特別会計がそれぞれ上程して確認したいと。なおかつ、この記述について言うならば4月の選挙もある中で専決ではなくて、年度内でこの財源についての変更を確認したいというふうなことですね。極めて内容はシンプルなものですから、そこで議論をしていくのがと思いますが新たに確認としてそれでいいですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

副町長。



副町長（伊藤克明君）

いま加藤議員から言われたとおりで、結構だと思います。よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

質疑をしてください。そのような質疑はない普通は。それは意見だよ。

他にないですか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。本議案に反対の立場で討論をいたします。まず、本議案に私が反対するのはですね、今議会の招集が告示されたのが3月22日開会の僅か2日前だったということであります。同日の夜、私が帰宅した際に、自宅ポストに招集告示と議案が入れられており、私は開会をその場で初めて知りました。地方自治法は緊急の場合を除き、議会の開会前3日までに招集を告示しなければならないと定めております。今議会の主な議案である国民健康保険調整交付金の補正予算については、町は3月13日の委員会の私の質疑に対して、既に予算化することを明らかにしており、緊急とは言えないと考えます。また3月議会の閉会后、村上町長から、この議場で私に質問がありました。交付決定をどうして知ったのだという趣旨のお尋ねでありましたけれども、私は3月の14日、愛知県に電話をかけて、交付はどうなりましたかとお尋ねしましたところ、本日決定通知が国から届いておりますという御返事をいただき、それによって知ったものであります。交付決定は3月13日付けで出ているとのことでありました。町が、この補助金あるいは議会の開会について緊急だと認識しているのであれば、交付決定がいつ出るのか、もし交付決定が出たら教えていただけるようにということですね、愛知県と議論しておくことも当然だったと思いますので、町としては地方自治法の定めを守れない3日前までに招集することが不可能だったとは言えないと考えます。よって今回の招集告示は、地方自治法に違反していると考えます。そのため、私たち議員は、質疑に準備するために十分な時間をとれません。この議案には、企業版ふるさと寄附金といった町の新たな収入が盛り込まれておりますが、これは町が初めて受け取るお金でありまして、この寄附金をめぐるルール、事業者や町民に示す町の公平性、公正性を担保する取組といったことも私は現時点では、まだ皆さんに知られていないと思いますし、議会の場で議論することが不十分だと考えます。議員に議論する時間、協議する時間を与えないで良いという東栄町議会及び町の判断は、私は改めるべき議会軽視だと申し上げて、この議案に反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

6番。

6番（森田昭夫君）

ただ今の議論は何かおかしい話だと思います。まず開催日時が遅かったと言うのですが、別に開催日時が遅くても、その他やむを得ない場合はいいということはあるはずですし、できないわけではない。しかも、先ほども何か変な話が出てましたが、執行部が出したからいけないのかと言ってるんですが、これは招集の通知をしたのは、議長ですよ。招集通知がありますが、招集通知は議長です。臨時の招集についてという通知は、町長が告示をして、それを議会が受けて招集したわけですので、議会がそれを受けたわけですよ。日時が遅かったというんですが、議会の議員の大半がこれで良しとしたなら何ら問題がない。しかも町長も議会もいよいよ任期が押し迫ったこの時期に日程を調整するのは非常に難しい時である。しかも内容がとても審議ができないなんていうほどの内容のものはない。中身を見たら本当にごく僅かである。そんなに2日も3日もかけなきゃならないような議案内容のものではないという判断から町長は議長にお願いし、議長はそれを受けて、あるいは招集して、この議会が始まったものだと思います。何の問題もありませんので、私は賛成します。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。これより、議案第32号の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、挙手多数です。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、議案第33号、歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番

1番（浅尾もと子君）

補正予算説明書の12ページ、3款1項1目特別調整交付金（市町村向け）1億7,614万6,000円について伺います。この金額は、御説明がありましたとおり保健福祉センターや診療所整備に係る国、厚生労働省の国民健康保険調整交付金であります。町は2021年9月の

6日、議会全員協議会で同交付金1億4,227万円の申請を断念し、過疎債に振り替えると報告していました。子育て支援センター内の診察室等を保健福祉センターでの検診で使用する案について、同年7月厚生労働省から子育て支援センターの休館時のみしか使用出来ず、図面上も別の施設であることは明らかであるため要件を満たさないとの指摘を受け、町は文教福祉委員会にですね9月15日の文教福祉委員会に、保健福祉センター等の保健事業部に住民健診が実施できる専用の診察室、検査室等が必要となったことが判明したと報告しております。私は、うわさなどではなくて議会の場で断念するというのを直接言われた議員としてお尋ねしたいんですけれども、現在の設計でも専用の診察室、検査室は図面上存在しないと思います。なぜ交付が可能になったのか教えていただきたいと思います。また昨日、厚生労働省にお話を伺いました。国民健康保険課に伺ったところ交付ができるようになったのは、国が基準を変えたためではない。町が交付基準に合うように見直したんだとおっしゃったんですね。診療所の検査室は使えないと聞いていたが、通り抜けができるようになった。町がルートを確保したことで、診療所の検査室等を保健福祉センターの附属設備として認めたという旨の説明を受けました。しかし一方、同日町の福祉課に伺いますと、特に何も変えていないとの御説明がありましたので、きちんとここで伺いたいと思います。町は国厚生労働省の言うように診療所をですね、診療所の検査室を保健福祉センターの附属設備として使用できるようにするなど交付要件に適合する見直しを行ったということで理解していいのか、また具体的にどのような見直しがあったのか、教えてください。

（「議長、福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

議員の御質問に対しまして、診察室のことで支援センター内にあります診察室につきましては、基本的には乳幼児健診で使う診察、それと住民健診の時の診察両方可能であるということで、国の方から承認をいただいております。

議長（原田安生君）

よろしいですか。まだありますか、1番。

1番（浅尾もと子君）

はい。つまりお尋ねしたいのは、今御答弁いただいた住民健診の診察室として子育て支援センターの診察室を使うことができると認められたということだと理解しますが、9月15日の2021年9月15日の文教福祉委員会で示された資料では、町は国から子育て支援センターの休館時のみしか使用できず、図面上も別の施設であることは明らかであるため要件を満たさないと国から指摘を受けたと報告しているんですね。全く同じ設備であって設

計なども変えていないと考えるんですけれども、住民健診の診察室として認められるに至った理由はどういうものだったのでしょうか。厚生労働省は、ルートを確保した、通り抜けができるようになったということをおっしゃっていたんですけれども、町の認識を教えてください。

議長（原田安生君）

あなたは、交付決定が不満で、ものを言っとるかな。

（「議長、福祉課長」の声あり）

はい。福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

いま議員のおっしゃられたとおりでございます。

議長（原田安生君）

他ありますか。

（「議長、1番」の声あり）

同じ件ですか。

（「別件です」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

続いてこの大きな金額の算定根拠を伺いたいと思います。交付の対象となった基準面積、単価、上限額など具体的に伺いたいと思います。

（「議長、福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

議員の御質問のありました内容につきましては、調整交付金の内容の1億7,614万6,000円の内訳だと思います。その内容につきましては、まず一つにですね、診療所の部分につきましては建物の部分、こちらが1,053万7,000円。それともう一つにつきましては、保健福祉センター部分についての施設整備、あと備品に係る部分になりますけども、こちらにつきましては合計で1億6,560万9,000円となっております。この根拠となると基準の部分につきましては、先ほど言いました診療所部分におけます建物につきましては1,053万7,000円の内容でございますが、こちらにつきましては基準面積が176.9平方メートル、それと建築基準単価ということで17万8,700円となります。この両方の単価をかけまして、3で割ったものが1,053万7,000円となっております。あと保健福祉センター部分に

つきましては、施設整備分につきましては、先ほども言いました1億6,560万9,000円のうち1億6,410万円ですが、こちらにつきましては、保健事業部門につきましては、交付基準となる基準の施設規模につきましては、450平米から500平米未満ということで、こちらにつきましては交付基準額が1億3,170万円となっております。また介護支援部門につきましては、施設整備の交付基準となっている施設規模につきましては84.4平米となっております、交付基準額が2,340万円となっております。もう一つ居宅サービス分部分につきましては、施設規模が30平米から35平米の施設規模ということで、こちらについては、交付基準額が900万円となっております。また、もう一つ備品につきましての交付につきましては、保健事業部門につきましては、基準となる規模につきましては、450平米から500平米未満で、交付基準額が1,677万円ですが、実際に申請しましたものが、かかった費用として142万円となっております。また介護支援部門につきましては、その基準となる分は1施設につきまして、交付の基準額が32万円となっておりますが、実際にかかった費用としては8万9,000円となっております。以上合計したものが1億7,614万6,000円となっております。以上です

議長（原田安生君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。本議案はですね町が1度は交付を断念した国の国民健康保険調整交付金を受け入れることができたという点で私は大変大きな成果だと思います。この交付金を巡っては、議会に断念するということが報告された後、住民による監査請求や住民訴訟が起こされました。その結果として、町が財源を確保するための努力を果たしたということ、その結果として私は喜ぶと思います。しかし、そもそも国が2021年の7月にメールで送ってきたように、建物自体の設計を変えることなく町は着工しました。その結果、今回交付を受けられはしましたけれども、乳幼児以外の歯科検診を行える施設ではなくなってしまいました。また運動器検診についても令和5年度行われないうことになりました。そして、町民の皆さんは健診を受けるために長い廊下を往復するといった設計になってしまったんですね。私は、町がそもそも設計の前に国厚生労働省に基準となる要件を確認していれば、このような事態は避けられたと思いますが、今議会でも、そのことは、

（議長「補正予算の内容で反対討論しなさい。」）

補正予算の内容について討論しております。そういったことの反省もなければ、住民にど

うして交付ができないと厚生労働省が言ったものが交付が受けられるようになったのか、町の努力の結果としてですね、どういう変更があったのかということ住民に示す必要があると思います。今議会で町が自ら説明されなかったということ、大変残念だと思います。改めて、町民の皆さんに対して、真摯な説明を求めて反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

賛成です。ただいま反対討論は、この議案に対する反対討論にはなっておりません。今までの町政に対するします批判であって、この補助金をもらうことがなぜいけないのか。もともとが財源の目途が立たなくて、取りあえず起債をして、工事費を払っておいて、引き続きずっと上級機関と協議を続けてきて、やっとうして交付金がもらえるようになった。このことに対するの補正予算でありますので、何ら問題はない。先ほどの反対討論は反対討論になっていないことを指摘しまして、賛成といたします。

議長（原田安生君）

はい、その他討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

これより、議案第33号の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数です。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

続きまして議案第34号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

補正予算説明書の22ページ、1款1項1目の消費税147万4,000円について伺います。中間申告だということで御説明いただきましたが、当初予算にはこの金額は載っていません。中間申告が支払わなければならないという認識がですね、当初予算を組んだときにはなかったのかということをお尋ねしたいと思います。関連にはなるんですけれども、病院特別会計のときは公認会計士などが入って決算をされていたのではないかと思

うんですけれども、特別会計となった以後も中間申告のための予算をとる必要があるというような、指摘をする監査なり会計なりの補助機関はなかったのかという点も合わせて教えてください。

（「議長、診療所事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事務長。

東栄診療所事務長（前地忠和君）

はい、議員がおっしゃるとおり令和3年度の消費税については、当初予算9月の補正予算で計上させていただき9月に支払い済みではございます。ここに計上させていただきましたのは中間申告分でありまして、これを予算化しておりませんでした。これは本当に申し訳ございませんでしたと謝るしかございません。この金額等につきましては、申告の対象期間がですね令和4年の4月から9月までの分となりまして、納付金額については全課税期間3年度になります。消費税額の2分の1となっております。今回補正させていただいた金額となります。会計士とはそういう問題じゃなくて今回につきましては、私どものミスで計上漏れておりましたので誤ってお願いしたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

他ありますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第34号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

以上で、本臨時会に上程されました案件は全て議了いたしました。これをもちまして、令和5年第2回東栄町議会臨時会を閉会いたします。